

清掃業務実施要領(1)

日常清掃

宇都宮市まちづくりセンター

	清掃種別	作業内容
床面	床掃き・拭き ※ドア・窓枠の上部(棧)を含む。	床掃きは、動かし得る備品等は動かし、塵ほこりをまき散らすことのないよう丁寧に掃くこと。床拭きは、モップを使用しモップは水道水を用い、強く絞って拭くこと。マット類の塵埃処理。畳掃きにより汚れを除去すること。なお、ドア・窓枠の棧は、週1回拭くこと。カーペットについては掃除機を使用すること。
手すり・幅木	手すり	やわらかい布で空拭きし、汚れを取り除き、乾いた布で拭くこと。
	幅木等	塵払いを行い、浄水で水拭きをし、汚れのひどい所は、洗浄剤で汚れを除去すること。
茶殻・吸殻	茶殻、吸殻、塵及び灰皿の処理	所定の茶殻入れ、塵入れ及び吸殻入れからポリ袋に収集し、所定の場所へ搬出すること。(吸殻の火気には十分注意すること。)
トイレ清掃	洗い用石鹼液補給	洗い用石鹼液は点検し、必要に応じて補給すること。
	トイレトーパー補給	トイレトーパーは常時補給して、使用に支障ないようにすること。
	トイレ床洗浄	トイレ床用洗浄剤を用いて、機械または手作業で水洗いのうえ、残った水をふき取ること。
	便器及び洗面所洗浄	便器は洗浄剤を用いて、水洗いのうえ布で拭き取ること。洗面所は洗浄剤を用いて、水洗いのうえ布で拭き取ること。
	汚物搬出処理	トイレの汚物入れの汚物は指定の場所で搬出し、容器は水洗い又は洗浄剤で洗うこと。
	洗面台	浄水を用いスポンジ等で汚れを除去し、布で拭き汚れを除去できないときは洗浄剤で汚れを除去すること。
	鏡拭き	やわらかい布で空拭きし、必要に応じて洗浄剤で磨くこと。
室内清掃	室内清掃	室内の備品について浄水で拭き、汚れを除去できないときは洗浄剤で汚れを除去すること。

清掃業務実施要領(2)

特別清掃

宇都宮市まちづくりセンター

清掃種別	作業内容
床面ワックス塗布	ビニール床シートについて、樹脂剥離剤、浄水等により汚れを除去した後、床材に合わせたワックス塗布を行うこと。さらに、床面のつや出しをすること。
ガラス窓、窓枠	ガラス窓は洗剤で汚れを除去した後、窓ガラス専用布で空拭きすること。
ブラインド	塵払いを行い汚れのひどいものは、洗剤又は浄水で水拭きを行い汚れを除去すること。
網戸	洗剤又は浄水で水拭きし、汚れを除去すること。
照明器具	取付金具から照明器具を取り外し、布で空拭きし、蛍光灯枠の水拭き清掃。
換気扇清掃	汚れを洗剤で除去した後、浄水で洗剤をよく洗い流し、布で拭いて乾かすこと。
エアコンフィルター清掃	グリルカバー及びフィルターの汚れを専用洗剤で除去した後、浄水で洗剤をよく流し、乾かすこと
室内壁面	丁寧に塵払いを行い、汚れのひどい所は洗剤で汚れを除去すること。
その他	委託者が、建物の管理上又は美観上必要と認める作業